
第4回江府町議会6月定例会会議録（第3日）

令和5年6月16日（金曜日）

議事日程

- 日程第1 議案第48号 江府町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第49号 奥大山スキー場草刈機納入業務契約の締結について
- 日程第3 議案第50号 江府町旧老人福祉センター屋根改修工事契約の締結について
- 日程第4 議案第51号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第52号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第53号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第54号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第55号 令和5年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情（総務経済常任委員会）
- 日程第10 陳情第7号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書（総務経済常任委員会）
- 日程第11 陳情第8号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情（教育民生常任委員会）
- 日程第12 陳情第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情（教育民生常任委員会）
- 日程第13 議案第56号 江府町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第57号 江府町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第58号 江府町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第59号 江府町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第60号 江府町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第61号 江府町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第62号 江府町農業委員会委員の任命について

- 日程第20 議案第63号 江府町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第64号 江府町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第65号 江府町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第66号 江府町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第26 発議第3号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書提出について
- 日程第27 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第28 常任委員会委員の選任について
- 日程第29 常任委員会委員長・副委員長互選結果の報告について
- 日程第30 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第31 議会運営委員長・副委員長互選結果の報告について
- 日程第32 議員派遣の件について
- 日程第33 閉会中継続調査について（議会運営委員会）
- 日程第34 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第48号 江府町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第49号 奥大山スキー場草刈機納入業務契約の締結について
- 日程第3 議案第50号 江府町旧老人福祉センター屋根改修工事契約の締結について
- 日程第4 議案第51号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第52号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第53号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第54号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第55号 令和5年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情（総務経済常任委員会）
- 日程第10 陳情第7号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを

求める陳情書（総務経済常任委員会）

日程第11 陳情第8号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情（教育民生常任委員会）

日程第12 陳情第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情（教育民生常任委員会）

日程第13 議案第56号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第14 議案第57号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第15 議案第58号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第16 議案第59号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第17 議案第60号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第18 議案第61号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第19 議案第62号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第20 議案第63号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第21 議案第64号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第22 議案第65号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第23 議案第66号 江府町農業委員会委員の任命について

日程第24 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第25 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

日程第26 発議第3号 保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書提出について

日程第27 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長辞職の件

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の変更

追加日程第6 日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員補充の選挙

日程第28 常任委員会委員の選任について

日程第29 常任委員会委員長・副委員長互選結果の報告について

日程第30 議会運営委員会委員の選任について

日程第31 議会運営委員長・副委員長互選結果の報告について

日程第32 議員派遣の件について

日程第33 閉会中継続調査について（議会運営委員会）

日程第34 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

出席議員（9名）

1番 加藤周二	2番 芦立喜男	3番 森田哲也
4番 川端登志一	5番 阿部朝親	6番 三輪英男
7番 長岡邦一	8番 川端雄勇	9番 三好晋也

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井英樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石祐治	副町長	八幡徳弘
教育長	富田敦司	総務課長	生田志保
住民生活課長	松原順二	産業建設課長	末次義晃
教育課長	谷田孝之	会計管理者	藤原靖

午前10時00分開議

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は9名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和5年第4回江府町議会6月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

本日の議案審議は、質疑は終わっております。初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明も

終わっております。

討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第1 議案第48号

○議長（三好 晋也君） 日程第1、議案第48号、江府町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

ただちに討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号、本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2 議案第49号

○議長（三好 晋也君） 日程第2、議案第49号、奥大山スキー場草刈機納入業務契約の締結についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3 議案第50号

○議長（三好 晋也君） 日程第3、議案第50号、江府町旧老人福祉センター屋根改修工事契約の締結についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第51号 から 日程第8 議案第55号

○議長（三好 晋也君） 日程第4、議案第51号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）から、日程第8、議案第55号、令和5年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上、5議案を一括議題とします。

討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第4、議案第51号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第52号、令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第52号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6、議案第 5 3 号、令和 5 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第 1 号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 5 3 号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7、議案第 5 4、令和 5 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案第 5 4 号の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 5 4 号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8、議案第 5 5 号、令和 5 年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案第 5 5 号の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 5 5 号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 陳情第 6 号 から 日程第 1 2 陳情第 9 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 9、陳情第 6 号、地方財政の充実・強化を求める陳情から日程第 1 2、陳情第 9 号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2 0 2 4 年度政府予

算に係る意見書採択の陳情までを一括議題といたします。

陳情書等の審査を付託した委員会の審査報告を議題とします。

まず、総務経済常任委員会委員長、川端登志一君。

○総務経済常任委員会委員長（川端登志一君）

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

- (1) 件名 (陳情第6号) 地方財政の充実・強化を求める陳情
- (2) 理由 2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことは、地方公共団体における諸課題の解決策の端緒となるべきものである。よって本件は採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和5年6月16日

総務経済常任委員会委員長 川 端 登志一

江府町議会議長 三 好 晋 也 様

.....

——続きます

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

- (1) 件名 (陳情第7号) 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書
- (2) 理由 納税制度は国家存続の根幹であり国民の義務である。したがって粛々と制度の実施を待つべきではあるが、大方の国民の理解を得るまでの一定期間実施の延期をすることについては吝かにあらず、よって本件は趣旨採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和5年6月16日

総務経済常任委員会委員長 川 端 登志一

江府町議会議長 三 好 晋 也 様

以上。

○議長（三好 晋也君） 続いて、教育民生常任委員会委員長、阿部朝親君。

○教育民生常任委員会委員長（阿部 朝親君） 失礼します。

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

（1）件名 （陳情第8号）保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情

（2）理由 子どもの命と安全が危惧されるニュースを目の当たりにする日々であり、早急に
対策を講ずる必要があると思慮されるため

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和5年6月16日

教育民生常任委員会委員長 阿 部 朝 親

江府町議会議長 三 好 晋 也 様

——続きまして、

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

（1）件名 （陳情第9号）ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年
度政府予算に係る意見書採択の陳情

（2）理由 ゆたかな学びや教職員の働き方改革のための教職員の定数改善の必要性は理解でき
るが、教職員希望者の増が見込める職場環境の改善と環境づくりが先決であると考え
るため

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和5年6月16日

教育民生常任委員会委員長 阿 部 朝 親

江府町議会議長 三好晋也様

.....

○議長（三好 晋也君） 陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情から、陳情第9号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情の以上4件の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

陳情第7号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

陳情第8号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

陳情第9号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり決しました。

日程第13 議案第56号 から 日程第23 議案第66号

○議長（三好 晋也君） 続きまして、これより、追加提出議案です。

日程第13、議案第56号、江府町農業委員会委員の任命についてから、日程第23、議案第66号、江府町農業委員会委員の任命についてまで、以上、11議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第56号から第66号までの11議案、江府町農業委員会委員の任命について。一括してご説明申し上げます。本案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、江府町農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を得たく提案いたします。委員の定数は11名、任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。それでは、候補者ごとの議案につきまして、ご説明申し上げます。詳細については、議案の2ページ目をご覧ください。まず、議案第56号、高津孝司、議案第57号、本高善久、議案第58号、森谷雄、議案第59号、大岩徹、議案第60号、長尾保、議案第61号、松本良史、議案第62号、加藤直行、議案第63号、遠藤功、議案第64号、船越征子、議案第65号、山本信男、議案第66号、宇田川保、以上11名の委員の任命につきまして、ご審議の上ご承認を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（三好 晋也君） これより各議案に対する質疑を行います。

質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑をお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第13、議案第56号、江府町農業委員会委員の任命について。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第56号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第14、議案第57号、江府町農業委員会委員の任命について。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第57号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第15、議案第58号、江府町農業委員会委員の任命について。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第58号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第16、議案第59号、江府町農業委員会委員の任命について。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第59号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第17、議案第60号、江府町農業委員会委員の任命について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第60号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第18、議案第61号、江府町農業委員会委員の任命について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第61号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第19、議案第62号、江府町農業委員会委員の任命について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第62号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第20、議案第63号、江府町農業委員会委員の任命について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第63号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第21、議案第64号、江府町農業委員会委員の任命について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第64号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第22、議案第65号、江府町農業委員会委員の任命について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第65号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第 2 3、議案第 6 6 号、江府町農業委員会委員の任命について。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第 6 6 号、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第 2 4 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三好 晋也君） 日程第 2 4、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、町長から本職に文書により要請のあった人権擁護委員候補者の推薦については、候補者三代信行氏について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求められたものであります。なお、その任期は 3 年であります。

おはかりいたします。

本件候補者三代信行氏に対する当議会の意見は、適格者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって本件は、適格者と認めることに決しました。直ちに所要の手続きをいたします。

日程第 2 5 発議第 2 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 2 5、発議第 2 号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、川端登志一君。

○総務経済常任委員会委員長（川端登志一君）

.....
発議第 2 号

令和5年6月16日

江府町議会議長 三好晋也様

総務経済常任委員会

委員長 川端登志一

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したいので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第6号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採択したことにより意見書を提出する

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事

業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
 4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
 5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
 6. 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
 7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
 8. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
 9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
 10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出する。

令和5年6月16日

鳥取県日野郡江府町議会

以上であります。

○議長（三好 晋也君） 発議第 2 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第 2 号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 6 発議第 3 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 2 6、発議第 3 号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長、阿部朝親君。

○教育民生常任委員会委員長（阿部 朝親君）

.....
発議第 3 号

令和 5 年 6 月 1 6 日

江府町議会議長 三 好 晋 也 様

教育民生常任委員会

委員長 阿 部 朝 親

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第 1 4 条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第 8 号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める陳情を採択したことにより意見書を提出する

(意見書提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策、少子化対策)

.....

保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書(案)

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ません。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかです。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事に比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界にきています。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上に神経を使い、心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しません。

保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく、政府に対し、次の通り求めます。

記

1. 保育施設の配置基準をOECD先進国並みの配置基準に改善すること。
2. 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
3. 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月16日

鳥取県日野郡江府町議会

.....

以上でございます。

○議長(三好 晋也君) 日程第26、発議第3号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書提出についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第 3 号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 7 発議第 4 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 2 7、発議第 4 号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、川端登志一君。

○総務経済常任委員会委員長（川端登志一君）

.....
発議第 4 号

令和 5 年 6 月 1 6 日

江府町議会議長 三 好 晋 也 様

提出者 江府町議会総務経済常任委員会
委員長 川 端 登志一

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第 1 4 条の規定に基づき別紙のとおり提出いたします。

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣

.....
森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

我が国の温室効果ガスの排出削減や、自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、森林環境税は令和6年度から課税されるが、森林環境譲与税は令和元年度から譲与が開始されている。

その用途については、間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等に関する費用に充てることとされている。しかしながら、森林環境譲与税は、総額の50%を私有林人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数に応じて配分・譲与されることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市に対して配分額が多くなり、創設趣意との齟齬が生じている。

また、本来活用すべき森林整備に使われず、その他基金に積み立てられている等の問題も指摘されており、早急な整備を必要とする地方公共団体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念される。

よって、国においては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、広大な森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向で、譲与基準の見直しを速やかに実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月16日

鳥取県日野郡江府町議会

.....
以上あります。

○議長（三好 晋也君） 発議第4号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第4号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

ここで暫時休憩いたします。

〔三好議長退場〕

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○副議長（三輪 英男君） 再開いたします。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

三好晋也議員から議長の辞職願が提出されております。

おはかりいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三輪 英男君） 異議なしとの声有りましたので、ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（三輪 英男君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題いたします。

おはかりいたします。

三好晋也議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三輪 英男君） 異議なしと認めます。

よって、三好晋也議員の議長の辞職を許可することに決しました。

この場で暫時休憩いたします。

〔三好議長入場〕

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○副議長（三輪 英男君） 再開いたします。

ただいま、議長が欠けておりまして、おはかりいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三輪 英男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時42分休憩

午前10時45分再開

○副議長（三輪 英男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進行いたします。

これより、追加日程第2、議長の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により投票の方法で行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三輪 英男君） ご異議なしと認めます。

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（三輪 英男君） ただいまから議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。お願いいたします。

〔議場施錠〕

○副議長（三輪 英男君） 議場を閉鎖いたしました。

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に1番、加藤周二議員、2番、芦立喜男議員の2名を指名いたします。

これより、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます、投票は、単記無記名です。投票用紙を配付して下さい。

〔投票用紙を配付〕

○副議長（三輪 英男君） 投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声〕

○副議長（三輪 英男君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検お願いいたします。

〔投票箱の点検〕

○副議長（三輪 英男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票お願いいたします。

○事務局長（松井 英樹君） 1番、加藤周二議員、2番、芦立喜男議員、3番、森田哲也議員、4番、川端登志一議員、5番、阿部朝親議員、6番、三輪英男議員、7番、長岡邦一議員、8番、川端雄勇議員、9番、三好晋也議員。

○副議長（三輪 英男君） 投票もれはありませんでしょうか。

〔「なし」の声〕

○副議長（三輪 英男君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

加藤周二議員及び芦立喜男議員は、開票の立会をお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（三輪 英男君） 選挙の結果の報告をいたします。

投票総数9票、三好晋也議員、得票数9票。

法定得票数が3票でございます。

以上で、三好晋也議員の当選が確定です。

〔拍 手〕

○副議長（三輪 英男君） 議場の出入り口を開きます。お願いいたします。

〔議場開錠〕

○副議長（三輪 英男君） 会議規則第33条第2項の規定により本席から当選の告知をいたします。

三好議員の発言を許可いたします。

三好議員。

○議長（三好 晋也君） この度、議長に当選いたしました三好でございます。よろしくお願いいたします。引き続き、身を更に引き締め自分自身を律し、健康に留意して2年間務めたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○副議長（三輪 英男君） 議長が決定いたしましたので、これで臨時議長の職を辞させていただきます。ご協力ありがとうございました。

三好議員おかれましては、議長席にお着きいただきまして、ここで暫時休憩といたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔三輪副議長退場〕

午前10時56分休憩

.....
午前10時58分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

三輪英男議員から副議長の辞職願が提出されています。

おはかりいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

----- . ----- . -----
追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（三好 晋也君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

おはかりいたします。

三輪英男議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、三輪英男議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

この場で暫時休憩いたします。

〔三輪副議長入場〕

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

ただいま、副議長が欠けました。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時00分休憩

午前11時01分再開

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

これより、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により投票の方法で行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

ただいまから副議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。お願いします。

〔議場施錠〕

○議長（三好 晋也君） 議場を閉鎖いたしました。

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に1番、加藤周二議員、2番、芦立喜男議員の2名を指名いたします。

これより、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます、投票は、単記無記名です。

〔投票用紙を配付〕

○議長（三好 晋也君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声〕

○議長（三好 晋也君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検願います。

〔投票箱の点検〕

○議長（三好 晋也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。

○事務局長（松井 英樹君） 1番、加藤周二議員、2番、芦立喜男議員、3番、森田哲也議員、4番、川端登志一議員、5番、阿部朝親議員、6番、三輪英男議員、7番、長岡邦一議員、8番、川端雄勇議員、9番、三好晋也議員。

○議長（三好 晋也君） 投票もれはありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（三好 晋也君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

加藤周二議員及び芦立喜男議員は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（三好 晋也君） 選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効0票です。

有効投票のうち、阿部朝親議員8票、川端登志一議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、阿部朝親議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開錠〕

○議長（三好 晋也君） 会議規則第33条第2項の規定により本席から当選の告知をいたします。

阿部朝親議員の発言を許可します。

阿部朝親議員。

○副議長（阿部 朝親君） 自席でよろしいですか。

○議長（三好 晋也君） 自席でいいです。

○副議長（阿部 朝親君） この度、皆さんのご支持をいただきまして副議長という大役を仰せつかることとなりました。これからの議長並びに皆様方一緒になって江府町町政を発展、また議会の発展に尽くしたいと思えます。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（三好 晋也君） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

追加日程第5 議席の変更

○議長（三好 晋也君） 再開します。

追加日程第5、議席の変更についてを挙げておりましたが、三好晋也が当選し、議長に就任することを受諾しましたので、追加日程第5、議席の変更については削除いたします。

追加日程第6 日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員補充の選挙

○議長（三好 晋也君） 追加日程第6、日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員補充の選挙について。

阿部議員と森田議員から日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員の辞職願が提出され、組合議会議員に欠員が生じました。

おはかりします。

日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員補充の選挙について、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により議会構成の改正にともない、指名推薦によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦とすることに決しました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

日野町江府町日南町衛生施設組合議会議員に、川端登志一議員、芦立喜男議員を指名いたします。

ただ今、議長において指名いたしました川端登志一議員、芦立喜男議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、川端登志一議員、芦立喜男議員が当選されました。

当選されました2名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、暫時休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時23分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

ここで、新正副議長の就任の挨拶を行います。

失礼いたします。先程、議長副議長選挙において、私、三好晋也が議長を拝命いたしました。

引き続き、後2年間、健康に留意し、厳しく自分自身を律し、議会運営に務めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○議員（阿部 朝親君） 失礼いたします。先程、副議長を拝命いたしました阿部朝親です。不慣れなものでございますけれども、議長と議会並びに町など、町民に住民に十分に伝えられるような議会運営に務めてまいりたいと思います。体調がそれなりに大丈夫だろうと思いますけれども、2年間またよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

日程第28 常任委員会委員の選任について

○議長（三好 晋也君） 再開します。

日程第28、常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

常任委員会の選任に伴います委員長及び副委員長互選のため、休憩中にそれぞれ委員会を開いていただき、議長まで報告をいただきたい。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

日程第29 常任委員会委員長・副委員長互選結果の報告について

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

日程第29、常任委員会委員長・副委員長互選結果の報告についてを行います。

休憩中に開かれました各常任委員会の委員選任に伴います委員長、副委員長の互選が行われました。

結果の報告を行います。

総務経済常任委員長、川端登志一議員、副委員長、加藤周二議員。

教育民生常任委員会委員長、森田哲也議員、副委員長、芦立喜男議員。

広報公聴常任委員会委員長、阿部朝親議員、副委員長、川端登志一議員の以上であります。

日程第 3 0 議会運営委員会委員の選任について

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 0、議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 6 条第 2 項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、議会運営委員会の選任に伴います委員長及び副委員長互選のため、休憩中に委員会をお開きいただき、議長まで報告をいただきたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 9 分休憩

午前 1 1 時 3 0 分再開

日程第 3 1 議会運営委員長・副委員長互選結果の報告について

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

日程第 3 1、議会運営委員長・副委員長互選結果の報告についてを行います。

休憩中に開かれました議会運営委員会の委員選任に伴います委員長、副委員長の互選が行われました。

結果の報告を行います。

委員長、川端雄勇議員、副委員長、長岡邦一議員。

以上のとおり、決定いたしましたので報告いたします。

日程第 3 2 議員派遣の件について

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 2、議員派遣の件についてをおはかりいたします。

議長発議として、江府町議会会議規則第 1 2 7 条第 1 項に係る議員派遣 2 件について、お手元に配付のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、2 件の議員派遣を行うことに決しました。

日程第 3 3 閉会中継続調査について（議会運営委員会）から

日程第 3 4 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 3、閉会中継続調査について議会運営委員会から、日程第 3 4、閉会中継続調査について広報公聴常任委員会まで計 2 件を一括議題といたします。

議会運営委員会、広報公聴常任委員会の各委員長から会議規則第 7 5 条の規定により閉会中継続調査の申出書が議長の手元に届いております。

おはかりいたします。

各委員長の申出書のとおり、閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって各委員長から申出書のとおり、閉会中継続調査とすることに決しました。

○議長（三好 晋也君） おはかりいたします。本定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、令和 5 年第 4 回江府町議会 6 月定例会を閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会することに決しました。

以上をもって、令和 5 年第 4 回江府町議会 6 月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前 1 1 時 3 2 分閉会
